

また委員より、ふるさと創生事業で多額の懸賞金でアイデアを募集することで、二十六市ではかにやっているところ、また、三十万円に該当する人がなかったらどうするかとの質疑に対し、近隣の七市町の中では募集しないところもあり、また募集するところでも副賞は特にないようだ。（「簡単でいいよ」と呼ぶ者あり）もうちょっとです。また、該当者のない場合は副賞はないことになるが、この目的の一つに、市民の一人ひとりにふるさとという認識を持っていたくことも大切なことであると思うとの答弁がありました。

次に、教育費について理事者の説明を受けた後、委員より学校給食で消費税分が値上げになるが、ならない場合、内容が低下するのかとの質疑に対し、値上げもしないし、質の低下もないとの答弁がありました。

また委員より、第五小の問題で一、二名を五月一日の時点で工事をやる、やらないということではなく、将来を考え、単費でやったらどうかの質疑に対し、一定の補助金がもらえる期待のものについては、当分の間、補助金獲得の方向で努力したいとの答弁がありました。質疑の中で、この補正には反対であるとの意見があり、起立によって採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。（拍手）

○議長（仲村清信君） 次に、建設委員長野口秀世君。

（建設委員長 野口秀世君登壇）

○建設委員長（野口秀世君） 御指名がございましたので、議案第四十八号 平成元年度福生市一般会計補正予算（第一号）歳出予算のうち、建設委員会所管分につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本件は審査に先立ちまして、（仮称）多摩河原公園予定地の現地視察を行い、その後、理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、新設される公園について、親しめる公園づくりという面から、一時的にでも遊び場を利用して、遊具を自分でつくって遊べるような使用方法の考えはあるか。また、公園の自然の部分として残してあるところに、市民要

望の多い野球場をつくることはできないか。また、この公園は約六万四千平方メートルと広く、多くの利用者が予定されるが、トイレの数は足りるのかとの質疑に対し、理事者より市民の使用については、三カ月以内であれば、もとに復旧するという条件に貸し出すことは可能だと思う。また、野球場については、この公園は自然を残すということが条件であり、大変難しいと思うが、今後、関係者と検討をしていきたい。トイレは、確かに少ないが河川敷ということであり、これもまた条件が厳しいことから、老人ホーム側の田園公園広場のトイレを平成二年度にも建てかえて対処していきたいとの答弁がありました。

また、委員より公園の図面を見せてもらったが、議会や市民の意見がどこに反映しているのかわかりにくい。図面のできた経過を伺いたい。理事者より、全部の意見は聞き取れないが、調査、設計等をする段階で市民の要望も聞き、また、建設委員会や全協にも相談をし、市のプロジェクトの意見も参考にしながら、水と緑を生かした設計にしたつもりであるとの答弁があり、委員より、いずれにしても一方的に決めてくるということが多いことを、今までの経験から感じている。今後のこともあるので、この点、意見として述べておきたい。また、立派な公園ができるので、多摩川の水質についても、少しでもよくするよう努力をしてもらいたい。駐車場もぜひ近くに計画をされたいとの要望があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

（拍手）

○議長（仲村清信君） 次に、厚生委員長上野重勝君。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第四十八号 平成元年度福生市一般会計補正予算（第一号）歳出予算のうち厚生委員会所管分について、委員会の審査報告を申し上げます。

審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず、理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

多くの委員より、れんげ作業所の新築予算を、今回の補正予算に急遽計上されたというのはどういう理由か。当然、三月の当初予算に計上されるべきであって、議会に対する対応が非常に安易ではないかというような質問がありました。これに対して、理事者側より、当然指摘をされたように当初予算に計上されるべきであったが、その後、想定された入所者数が上回るというようなことで、本年度中に新築していかなくてはならないというようなことで、このような結果になってしまった。今後は、十分配慮したいというような答弁がありました。

その他、各委員より片倉跡地の利用計画との関連について、施設の内容及び隣地を買収することはできないか。また、職員あるいは親の会からの意見を聞いていただきたいというような発言がありました。

これに対して、理事者側より片倉跡地の利用については、時間的な余裕がなかった。その他の件については、設計の段階で考慮を払い、設計ができ上がったら委員会にも相談をいたしますという答弁があり、お諮りをいたしましたところ、全会一致で原案を可決すべきものと決定をした次第であります。

何とぞ、当委員会の決定どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（仲村清信君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十三番遠藤洋一君。

（十三番 遠藤洋一君登壇）

○十三番（遠藤洋一君） 議案第四十八号 平成元年度福生市一般会計補正予算に対する反対の討論を行います。

ただいまの三常任委員長からの報告の中にもありましたけれども、各委員会それぞれ意見が出ています。私は、ここで一点だけこの反対討論をして、この予算に対する反対を表明していきたいと思っております。

それは、今回の土木費の中におきます道路橋りょう費、緊急道路整備費の繰越明許のことです。総務委員長からの報告の中にもありましたけれども、繰越明許に関することは二つのことから繰越明許についてはしなければならない、

あるいはできるというふうになっていると思えますけれども、まあ一つは緊急な理由であるということと、もう一つは特別な理由ということだと思います。つまり、年度末に来たけれども、実際に工事がまだほとんど進捗して終わらないんだと。だから、繰り越して明許をしていくんだという形になっているのが普通のはずなんです。今回のことは、委員長からの説明がありましたけれども、JRの委託の問題やあるいは仕事の連続性の問題や、ということがありました。しかし、主なところは、いわゆる防衛庁との関連ということです。単年度予算しか組めないということがありまして、しかも、単年度予算の交付決定は六月以降であるということもあって、実際にこれから見ても、恐らく工事は来年度へ繰り越すであろうということがあって、この時期に繰り越しをあえて行うのは、防衛庁の指導だということなんです。

そういうことからいいますと、例えば、一昨年にもあったんですけれども、下の川のふたつけの工事のときにも、補正予算が出てきました。そのときも防衛庁の指導があったと思いますけれども、とにかく急いで補正予算を組まなければいけないと。そのときの理由というのは、雨季が来るという——日本に雨季があるということから初めて聞いたんですけれども、ありもしない気象用語を乱発しましてね、まあ結局のところからいえば、防衛庁がこの時期に組まなければ困るということで組んできたわけですね。そういう組み方をずっとしてきますと、当初予算などあってなきがごときになると思うんですよ。で、地方自治体そのものが、その予算の考え方というものを、よほどきちんとしていけない限りはね、こういっただらしない繰越明許が続くと思うんです。そういうことからいましてね、こういうような予算の組み方は、本当に市民のためにならないし、自治体としても恥ずかしいことだと思うんですよ。そういうことからいまして、私はこの繰越明許を考え直すことからいっても、今回の予算には反対したいと思えますので、ぜひ皆さんも反対をしてください。よろしく。（「繰越明許にしくよ」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者六番南木繁男君。

（六番 南木繁男君登壇）

○六番（南木繁男君） お許しをいただきまして、議案第四十八号の補正予算につきましての賛成の討論をさせていただきます。

今回の補正は二億二千六百万円余りの補正であります。特に歳出におきまして、職員の人件費の手当て関係で総

額千二百万円近い減額であります。これは、住居手当を期末手当に算入しない。そういうことによりますもので、私は適当な措置であるとともに、職員各位の御理解と理事者の御努力に敬意を表します。

ふるさと創生事業費ですが、当市独自のやり方だそうであります。今後、市民一般に広くPRし、たくさん応募があるように要望しておきます。ただ、これは単にふるさと創生事業になじまない、あるいはその範疇に入らない応募がありましても、それが市政の執行あるいは何かのヒントになるようなことがありましたら、適当にチェックをしておいていただいて、必要ならば、何らかの懸賞の方法をとるというようなことで、市政の推進に役立てていただきたい思います。

それから、れんげ作業所につきましては、新築事業関係ですが、これは委員会でも指摘があったんですが、趣旨としては十分理解できますが、こうした大きなプロジェクトは、やはり補正という形ではなく、当初に計上されるのが適当であると思います。このことは、いろいろ事情があることは承知はしておりますが、余り好ましいことではないと思いますので、今後十分留意していただきたいと思います。

さらに、(仮称)多摩河原公園、新築事業ですが、対象面積がふえましたので、補正が行われたわけですが、もう将来こんな大きな公園ができる余地はほとんどないと思います。悔いを残さないような立派な公園にしていた方がいいと思います。

今回、道路整備費として七千四百六十万円の繰越明許がありましたが、これは五日市線の下を抜く工事でありまして、防衛補助との関連が非常に深い。これは、先ほど反対者の御意見にもあったとおり、その辺が十分、反対者の人は理解されていることでありますので、万やむを得ない措置であると思います。(「失礼なことだな、おまえは」と呼ぶ者あり)

埼玉銀行の利子につきましても、私は特に市当局の措置に反対する理由を見出すことができません。

以上のような考えから、一日も早く市民のためにこの補正予算を執行していただくようお願いいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。以上終わります。(拍手)

○議長(仲村清信君) 次に、反対者十一番松山 清君。(「議長。議長、進行動議、議長、議長」と呼ぶ者あり)
(「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり)

討論中でございますから、議長の……。議事やります。どうぞ反対者十一番松山 清君。

(十一番 松山 清君登壇)

○十一番(松山 清君) 議案第四十八号 平成元年度福生市一般会計補正予算(第一号)について、共産党議員団を代表いたしました反対討論を行います。

問題点は、大きく言いました三つでございます。

一つといたしまして、いわゆるふるさと創生事業費にかかわるものでございます。もう御承知のように、この事業費そのものの問題といたしましては、竹下前首相が、あたかも自分のポケットマネーのごとく三千億円の国費を、各市町村、人口その他も全く無視して一律に一億円ずつ配分をする。こういう日本の法治国家として決まっている法体系まで無視してやった。こういうことが、まず第一番目にあるわけです。こういうことをやった竹下前総理は御承知のように、国民から見放されましたね、ギネスブックに載るような支持率で、ついに退陣をせざるを得なくなつたわけでございますけれども、こういうふるさと創生事業費、それだけに、これを執行する上では、相当慎重にやり、かつ住民の声を聞き、民主的な方法をとらなければならないことは申すまでもないことであります。

ところで、当市の手法としての問題でありますけれども、要はアイデアを募集するために、結局多額の副賞として一席三十万、二席が二十万、三席十万。こうした多額の賞金をもってアイデアを募集する。こういう方法は、地方自治体として、私はふさわしくないと思います。少なくとも、当市には四百名からの市職員がおります。こういう人の持っている能力、また、市民が本当に福生市について、よくしていきたいという考えを持っているのであれば、こういう賞品、賞金などなくても、アイデアとか提言というものは十分に出てくると思うのでございます。(「松山さん出してよ」と呼ぶ者あり) あえて、こうした賞品、賞金をつけなければアイデアが出ないというようなことがあるとすれば、それは、今まで市政を担当してきた人の責任ではなからうかと私は思うのでございます。そういうことを指摘しておくわけでございます。また、審査の基準に係るものも何ら明確なものも出されていないと思うわけでございます。その上、質疑の中でも明らかにしましたけれども、当市の抱えている根本的な問題であります基地の問題につきましては、端的に言えば、国際的な文化交流の場とするという方向。こういうものは変えるのかということであれば、変えないということが前提になっているわけでありまして、御承知のように、五月末、E2Cが爆音をまき散らす

だけまき散らしまして、市役所に百十二本の苦情の電話が入った。まさに市制始まって以来のそうした電話が入りました。それだけではありませんね、核戦争につながるような通信施設も横田基地の中にはたくさんつくられております。沖縄沖で水爆を積んで水没した核攻撃機A4Eスカイホークと同型機も横田基地には今までも飛来をしてくている。まあこういう本当に危険な基地があるわけで、そういうことについて、やはり、きちっとやっていかなければならない。やはり、なくしていくというような方向をやっていく。それこそが、市民が福生市を本当にふるさとと思えるような、そういうものをつくっていく大前提であろうと、私思うのでございます。そういうものを全く抜きにした形のものについては、到底賛成することはできません。

それから、二番目の問題といたしましては、先ほども反対討論の中で出ましたけれども、土木費に係る繰越明許費の問題であります。福生市は独立した地方自治体であって、防衛施設庁などの下請機関ではありません。ですから、自治体としての、やはり機能と役割、そうしたものを果たしていかなければならないと思います。こういう安易な、余りにも早い時期の繰越明許許というものは、今後にも大きな問題を残すであろうと思います。

それから、三番目の問題といたしましては、いわゆる指定金融機関の不祥事に係るものであります。この補正第一号予算そのものにはあらわれてこない、あらわれてこないことが大きな問題であったわけでありまして、五月十日の時点で、既に三百七十一万円という利子と称するお金が市に納入されているではありませんか。しかし、これは単なる利子では決していないわけですよ。このことは、もう全協等の説明の中でもはっきりしているわけです。不明確な部分もある。だから、埼玉銀行は利子という形で当初、その不正が発生した時点に立ち返って利息計算をしたというわけですから、歳計現金の利息とは全く性質が違ふもので、ある意味では補てん金というようなものだと思うんです。それなのに、なおかつ十分な時期があったにもかかわらず、補正第一号に予算計上しないということは、市長が五月臨時議会を開いて、市長や助役、収入役の減俸までした、こういうことでけじめをつけたと言っておりますけれども、実際には何も予算書上はけじめはついていないではありませんか。こういうことをやっているということ。これは、決して財政当局の問題ではなく、やはり市長の問題だと私は思うのであります。そういう点では、まさにけじめをつけたというふうに称しておりますけれども、決して、私はついていないというふうに言わざるを得ません。指定金融機関から納入されました三百七十一万円、このことが当補正予算に計上していないことが、そもそも大きな問題であるわけ

です。そういう点を指摘しておきたいと思ひます。

それから、事業に係るものといひまして、委員長報告などでも取り上げられておりましたれんげ作業所の新築事業費、また第五小学校二教室の増築事業費、こういう事業そのものについて、私も特段の反対をするものではありませんし、そういうものは必要だと思ひます。しかし、委員長報告にもありましたように、実施計画に何もない（「予算反対。できたら、自分の手柄」と呼ぶ者あり）当初予算計上等ですべきもの、そういうものがされていないというれんげ作業所の新築事業費。まさに、これは言いかえれば、議会軽視そのものだと思うのでございます。今後、こういうことがないように十分に注意していただきたい。

それから、第五小学校二教室の増築事業費につきましてでありますけれども、私はこの問題で、昨年度、この事業費を減額するときに指摘と要求をしておきました。市単独の予算でも当然つくるべきではないかと。まさに、私のこの指摘が当然当たったわけでありまして、今年度、第五小学校、結局、特別教室の愛鳥教室というものをつぶして、丸々一年間、事業をやるといふではありませんか。昨年つくっておけば、こういうことはなかったことは申すまでもありません。今後、こういうことについて十分慎重に、また、私どもの指摘も十分取り入れてやっていただきたい。

そういうことを申し述べまして、私の補正予算第一号についての賛成ではなく反対討論といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

十一時十分まで休憩いたします。

午前 十時五十三分 休憩

午前十一時 九分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、南木繁男君より発言の取り消しの申し出がありますので、これを許します。

○六番（南木繁男君） 自席からお願いいたします。

先ほどの私の発言中、反対者云々という部分は取り消しをしていただきたく、おわびを申し上げながらお願いをいたします。

○議長（仲村清信君） ただいまの発言のとおり取り消すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって発言を取り消すことに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） これより議案第四十八号について起立により採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって議案第四十八号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第五 議案第四十九号 平成元年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第四十九号 平成元年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）につきまして、審査結果の御報告を申し上げます。

お手元の審査報告書の朗読は、省略をいたします。  
理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

（議案審査報告書）別添参照

委員より、支払い基金、国・都・一般会計からの繰出金の負担割合あるいは金額について教えてほしい。また、お年寄りの負担分を教えてほしいという質問がなされました。これに対して、理事者側よりそれぞれの負担率についてはびったりというわけにはいかないけれども、支払基金が七〇・四％、金額八億五千二百二十二万八千九百五十七円、国庫支出金二〇・二三％、二億四千三百二十万八千二百七十一円、都支出金五・〇六％、六千八十万二千六十七円、

市繰出金五・〇六％六千八十万二千七十円、お年寄りの負担分については、入院費が二千六百六十九万八千六百円、入院外が二千二百六十三万一千三百五十一円、歯科が百九十五万五千八百五十円、合計四千六百二十八万五千八百一円との答弁があり、お諮りをいたしましたところ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、厚生委員会報告どおり御可決いただきますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第四十九号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第六 議案第五十号 平成元年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 野口秀世君登壇）

○建設委員長（野口秀世君） 御指名がございましたので、議案第五十号 平成元年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は、省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より、内容の説明を受けた後、質疑に入りましたところ、特に質疑もなく、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(仲村清信君) 起立多数であります。よって議案第五十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(仲村清信君) 日程第七 議案第五十一号 平成元年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(建設委員長 野口秀世君登壇)

○建設委員長(野口秀世君) 御指名がございましたので、議案第五十一号 平成元年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は、省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より、内容の説明を受けた後、質疑に入りましたところ、特に質疑もなく、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定下さいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十一号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十一号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(仲村清信君) 日程第八 議案第六十三号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(建設委員長 野口秀世君登壇)

○建設委員長(野口秀世君) 御指名がございましたので、議案第六十三号 市道路線の廃止について審査報告をさせ

ていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は、省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本件は審査に先立ち、現地視察を行い現状を確認した後、理事者より説明を受け質疑に入りました。

委員より、市道一七三号線は、なぜ今ごろ廃止なのか、もっと前でもよかったのではないか。何をきっかけに廃止することになったのか伺いたい。理事者より、関係者からの申し出により、存続の必要性のないものを廃止しているとの答弁があり、委員より、関係者から申し出により廃止するというのはおかしい話だ。道路は管理者が管理すべきものであり、しっかりと把握しておくべきものではないか。理事者より、廃道については市側が積極的に行う場合と市民の申し出により話し合いの上で行う場合がある。当市は戦後の急速な市街化により、赤道等の用地が残っていることも事実としてあり、整理が追いつかない状況にある。

委員より、以前、廃道敷が個人の宅地内に取り込まれていたものがあつたが、このようなところは個人に払い下げて所有権を移すことにより、市に固定資産税が入ることとなるので、税収の面からものはっきりするよう申し述べておきたいとの意見がありました。

また、委員より、廃道敷と民地の境が一番問題になるが、その点きちんとできる状態になっているのかどうか伺いたい。理事者より、赤道などの延長や幅はわかっているが、位置については、その都度立ち合いを求めて決めており、今後もこの方法が続くと思う。

委員より、廃道の件は非常に難しい問題であり、精通した人が少しずつ整備していくよりないと思うので、人的な面で考慮されたいとの意見があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定下さいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君）

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）

以上で質疑を終わります。

これより議案第六十三号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）

御異議なしと認めます。よって議案第六十三号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君）

日程第九 陳情第六十三―十六号 リクルート疑惑の全容説明を求める陳情書

日程第十 陳情第一―六号 リクルート疑惑説明に関する陳情書

の二件を一括して議題といたします。

本二件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、陳情第六十三―十六号、陳情第一―六号につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は、省略させていただきます。

（陳情審査報告書）別添参照

委員より、政治不信をまき起こした大きな事件であり、直ちに採択すべきだという意見と、三月二十四日にリクルート事件の疑惑解明と政治倫理の早期確立に関する決議ということで、福生市議会で決議しており、それで意は十分に全うされていると思うので、この二陳情は不採択としてほしいとの意見があり、起立により採決いたしましたところ、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定下さいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君）

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。六番南木繁男君。

(六番 南木繁男君登壇)

○六番(南木繁男君) お許しをいただきまして、陳情第六十三―十六号及び一―六号について不採択、反対の立場より討論を行います。

ただいま、委員長よりる報告がなされました。御存じのとおり、リクルート事件が表ざたになりましたから、九カ月に及ぶ長期にわたり東京地検特捜部による必死の捜索が行われました。その結果、NTT法違反容疑で江副前会長以下四人が逮捕され、以下次々と逮捕者を加え、国会議員二名の在宅起訴により、地検の捜索を終え国会に報告されました。その判断は法廷の場に委ねられることになりました。東京地検特捜部の捜査、取り調べは峻烈をきわめ、到底、事実を隠べい、糊塗することはできないと聞いております。あまつさえ、その捜索過程において証券取引法違反というような形式犯まで適用し、二名の逮捕者を出した事実は、いかに必死の捜索が行われたかを示しております。今回の捜査終了の声明は、現在の日本の法律により最大限の努力を払い、最大限の効果を果たしたものと認められます。よって、両陳情書の願意は大筋において全うされたものと解釈いたします。また、本市議会も三月二十四日、議案第四十一号により、リクルート事件の疑惑解明と政治倫理の早期確立に関する決議が議決され、これによって、両陳情の願意は完全に全うされたものと思います。

よって、この二つの陳情はその効果がなく採択の必要がないと思料し、反対の討論といたします。以上。(拍手)

○議長(仲村清信君) 次に、賛成者十一番松山 清君。

(十一番 松山 清君登壇)

○十一番(松山 清君) 陳情第六十三―十六号 リクルート疑惑の全容解明を求める陳情書、陳情第一―六号 リクルート疑惑解明に関する陳情書、二件の陳情書について、賛成の立場から討論を行います。

陳情書は六十三―十六号では、陳情項目といたしまして、疑惑の持たれる政治家を含む関係者の証人喚問を初め、リクルート等疑惑の全容解明を行うよう関係機関に意見書を提出してくださいとなっております。それから、陳情第一―六号の方では、一つといたしまして、リクルート疑惑を徹底解明し政治の浄化を図ること。二つ、竹下内閣は責任をとって総辞職すること。三つ、国会を解散し、国民に信を問うことというふうになっております。

こういうところから見ますと、反対論者の言うように願意が全うされているようなことは、何にもありませんで、まだまだリクルート疑惑の解明はこれからという部分がたくさんあるわけでありまして、ましてや、三月二十四日、リクルート事件の疑惑解明と政治倫理の早期確立に関する決議、こういうものを決議しておるからいいんだというようなことも言われておりましたけども、そうではないと思います。まあ、重複いたしますから、この三月二十四日の時点では、この決議について、私、反対討論でいろいろ申し述べておりますので、まあそういうだぶったことは申しませんけども、まあそういう点もね、ひとつ十分に参考にしたいと思っております。

さて、法務省が十二日の衆議院の予算委員会で行いましたリクルート事件の捜査結果に関する報告は、最終報告とは、到底言いがたい、まあ大変それとは遠い代物でありまして、既に受託収賄罪で起訴されております二人の代議士以外には、リクルート未公開株を譲渡された十一人の政治家、また、リクルートから巨額の献金を受け取った政治家、そうした方の氏名も不起訴になった理由も全く明らかにされていないということであって、これではリクルートの全容解明は、まあ闇に包まれたままであることは、もう間違いありません。申すまでもなく、戦後最大の構造汚職でありますリクルート事件について、こんな報告で済まされてはたまったものではありません。私どもは、法務省検察当局が、捜査終結宣言を撤回して捜査をやり直し、その結果を国民の前に明らかにすべきだと考えております。同時に疑惑の徹底究明と政治的、道義的責任の明確化のために、国会が果たすべき責務というのは、非常に重大になっていると思います。リクルート社の汚れた金に汚染された政治家は全部で六十人以上にのぼるわけで、その中には、竹下前首相、中曽根元首相、阿部自民党前幹事長らも、重大疑惑の対象者として含まれておりますし、現首相の宇野氏や橋本幹事長、塩川官房長官らが関連する疑惑も新たに明らかになっているところでありまして、これら政治家とリクルートとの関係の全容、政治家への事情聴取の有無とその内容、既に起訴した二人以外の政治家の立件を見送った理由は何か。国民が捜査報告に期待したのは、これらを国会に明らかにすることでありました。最終報告はスパーコン

ピューターの購入や就職協定、岩手県の安比高原開発、就職情報誌規制問題などが捜査対象となったことを述べています。では、それらの疑惑でだれを取り調べ、なぜ起訴しなかったのか、報告は具体的に示しておりません。これでは、国民が納得できないのは明らかであります。疑惑の全容解明は金権腐敗政治一掃の大前提であります。リクルーから未公開株の譲渡や献金を受けた関係政治家の政治的、道義的責任は厳しく追及されなければなりませんし、法務省は金権腐敗政治打破の圧倒的な国民世論にこたえ、捜査の全容を国会に報告しなければならないものであります。それこそ、リクルート事件のけじめの第一歩であります。

今、自民党がねらっておりするのは、このような報告で事件の追及に幕を引くことにあるわけであります。私どもは、国会は捜査当局のリクルート疑惑幕引きに手を貸さないように、その使命を果たすべきことを強く申し入れるものであります。

地方議会といたしまして、やはり、本陳情に出されているものの内容の趣旨を酌み取って、意見書として出すことが、今、さらに求められているわけでございます。今こそ、疑惑の全容解明と政治的、道義的責任の追及のこうしたことをやっていく、その責務を果たすべきことを、私は重ねて強調するものであります。

そして、もう一つ申し述べますならば、こうした疑惑追及、徹底解明、それを妨害をしたり、また疑惑隠しに手を貸すようなことがあるならば、当然、そのことは国民から厳しく問われ、また国民の厳しい審判を受ける。それを逃れられないことは、もう間違いありません。改めて、このことも指摘をしておきまして、私の賛成討論とするものであります。(拍手)

○議長(仲村清信君) 以上で討論を終わります。

これより陳情第六十三―十六号及び陳情第一―六号について、起立により採決いたします。

本二件に対する委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第六十三―十六号及び陳情第一―六号は採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(仲村清信君) 起立少数であります。よって陳情第六十三―十六号及び陳情第一―六号は、委員長の報告のと

おり不採択とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長(仲村清信君) 日程第十一 陳情第一―八号 消費税廃止の意見書採択を求める陳情書を議題といたします。本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 林田 武君登壇)

○総務委員長(林田 武君) 御指名をいただきましたので、陳情第一―八号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元の審査報告書の朗読は、省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

委員より、消費税は日々の生活の中でどれくらい不自由であるか、中曽根元首相の公約違反であり、白紙に戻すべきだ。大多数の国民が反対しているのに、この陳情書は採択すべきだという意見と高齢化社会を迎えるに当たり、税収の伸びは、どうしても必要だ。既に関係法律が公布されている中においても、国は廃止ではなく、いいところは伸ばし、不公平は見直していくという修正の方向に向かっている。そういった意味から、この陳情は不採択とされたいとの意見があり、起立により採決いたしましたところ、賛成少数で不採択すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十四番赤星人君。

(十四番 赤星人君登壇)

○十四番(赤星人君) 陳情第一―八号 消費税廃止の意見書採択を求める陳情書について、お許しをいただきまし

たので反対の討論をさせていただきます。

既に、皆様も御承知のとおり、この消費税が導入された要因としては、我が国の急速な高齢化社会の到来により、将来の社会福祉対策に備える必要があるということで、導入された制度であることは、既に認識されておるところであります。これが、即軍事費に使われるごとき危惧はさらさらなく、その点はGNPの枠組の中で、国において考慮されるものであると思うのであります。本制度は施行後、まだ日が浅くいろいろとひずみや矛盾点が出ていることはいなめない事実であります。新制度というものは社会になじむまでには時間もかかるものと思われまふ。最近、政府においても、不都合の点があれば改善しようじゃないかという動きもあるようで、いずれ国民のコンセンサスを得られるような結果が出るものと期待をいたしておるところであります。また、本陳情書の内容を見ますと、こうした悪税は廃止すべきだという趣旨であります。既に、この税制は施行されておるものであり、さらに国の動き等も考えれば、私は今、委員長からも報告がありましたとおり、不採択にするのが妥当であると考え、本陳情書を採択することに反対するものであります。(拍手)

○議長(仲村清信君) 次に、賛成者十三番遠藤洋一君。

(十三番 遠藤洋一君登壇)

○十三番(遠藤洋一君) 陳情第一一八号 消費税廃止の意見書採択を求める陳情書に対して採択をしてほしいという立場から討論を行います。

消費税の問題については、もうここでとやかく言うこともなく、日常生活の中あるいは自治体の中においても大変に大きな影響を与え、だれもがこのままでよいというふうには思っていないと思います。私は一日も早く廃止をすべきだと思いますけれども、こうした陳情が市民の皆さんから出てきた以上は、議会としても速やかにこれらの陳情に対しては採択をすべきであろうというふうに思います。この陳情を採択しなければ、そのまま前は消費税賛成なのかと言われると困る皆さんもおいででしょうけれども、しかし、現実にはそうだと思います。ですから、一人でも消費税について、やはり不都合があるんだと思う方は、こういった市民の陳情に対しては、やはり採択の立場をとっていただきたいというふうに思います。

それからもう一つは、委員長さんの報告の中になかったんですけれども、今度の議論の中で非常に重要な議論が

あったと思うんですけれども、日本は議会制民主主義の国だから、こうした国会で決めたことに関して、地方議会から云々するのは問題であるという議論もありました。僕はそれは陳情の趣旨とかあるいは地方自治体の趣旨からいえば、大変にまずい議論をしたと思ってまして、私たち、私も含めて憲法や地方自治法を読み直して、精神を考え直さなきゃいけないと思っています。こうした地方自治体からの意見、国に対する意見こそが、やはり民主主義を助け、国を動かしていくことだと思っています。そのときに、こうした地方議会から云々するのは問題だという形の議論があったことは、大変残念だと思えますし、そうした形ではない、陳情に対する議論をしていきたいというふうに思っているんです。そういったことからいいますと、庶民のだけれども、市民のだけれどもが不自由を感じているような消費税に対して、やはり、廃止の意見を求める陳情は議会で声を上げて、そして、国へと上げていただきたいと、こういうふうに思うわけです。

以上のことから、ぜひこの陳情書には賛成をしていただきたいと思う立場から討論いたしました。以上です。(拍手)

○議長(仲村清信君) 次に、賛成者十一番松山 清君。

(十一番松山 清君登壇)

○十一番(松山 清君) 陳情第一一八号 消費税廃止の意見書採択を求める陳情書について、賛成の立場で討論を行います。

消費税は法が成立して六カ月、導入されてちょうど三カ月たちました。もうここにおいでの方皆さんも相当消費税をお支払いになったというか、取られていると思います。買い物をするたびに、税金が取られるということでは、まさに年齢を問わず、また金持ち、また低所得者を問わず、大変ひどい税金であることはもう間違いありません。世論調査を行っても、国民の八〇%以上の人が消費税を廃止してほしい、そういう答えを明確に出しているわけでありまふ。消費税は、都合の悪い部分がある、具合の悪い部分があるから、見直しをすればいいんだ。こういうことではなく、国民は廃止ということを明確に求めているわけでありまふ。そういう点をまず申し上げておきたいと思いまふ。

そもそも、今度の消費税の導入でありますけれども、私どもは前々から今度の消費税導入というものの最大の目的は、